

「ハイブリッドキャストサービスに係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可申請に対する総務省の考え方

1 経緯等

平成25年9月24日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の規定により、同条第2項第8号の業務として、「ハイブリッドキャストサービスに係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可申請があった。協会からの申請内容、申請に対する総務省の現時点の考え方等は以下のとおりである。

2 申請内容

(1) 業務の内容

放送・通信連携サービス「ハイブリッドキャスト」に係るコンテンツを、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器における一般の利用に供することを目的として、電気通信回線を通じて提供する業務
(放送法第20条第2項第2号に該当する業務を除く。)

(2) 業務を行うことを必要とする理由

平成25年3月、一般社団法人IPTVフォーラムが、放送・通信連携サービス技術を規格化した「ハイブリッドキャスト技術仕様」を策定し、公表した。テレビジョン放送のデジタル化が完了し、新しいメディア環境への期待が高まる中、この新たな技術を用いた、放送を軸としてテレビ、スマートフォン、タブレットなど様々な端末で放送と通信が高度に連携する、多様なアプリケーションやコンテンツによる新しいサービスは、デジタル化の果実の還元でもあり、次世代の放送として、協会のみならず官民をあげて取り組んでいるところである。

協会は、9月、データ放送コンテンツを活用した形でハイブリッドキャストを開始したが、今後、対応受信機が広く普及し、多くの視聴者・国民がこの新しいサービスを十分に享受できるためには、協会が保有するコンテンツやノウハウを十分に活用した、放送局ならではの魅力あるサービスコンテンツの開発が待たれている。

本業務は、ハイブリッドキャスト技術を生かした新しいサービスを実施して、利用者の評価等を踏まえてサービス設計面、演出面、技術面といった観点から検証を行うことにより、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たし、放送及びその受信の進歩発達に資するものである。

(3) 業務の実施計画の概要

業務の実施にあたっては、サービス設計面、演出面、技術面（実時間エンコーディング、番組送出に合わせたメタデータ生成、アクセス集中の対処等）といった観点から検証を行うこととし、実施する業務の類型は、以下のとおりである。

類型1：放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務

（実施例：ソチ五輪における競技中継の時差再生映像の提供）

（検証項目例：実時間エンコーディングとタイミング制御信号付加の技術検証、アクセス集中の対処検証）

類型2：放送中の番組の進行に合わせて複数カメラからの中継映像を同時提供する業務

（実施例：スポーツやステージ番組において特定の位置や選手等に固定した映像の提供）

（検証項目例：実時間複数映像エンコーディング機能の技術検証、アクセス度合いの検証、遅延時間の検証、制作現場の実現性検証）

類型3：放送番組及びその編集上必要な資料による動画クリップを当該番組の放送中に提供する業務

（実施例：スポーツ中継のハイライト動画）

（検証項目例：速やかに編集してネット提供するワークフローの検証、アクセス集中の対処検証）

類型4：視聴者の番組参加を目的としたコンテンツを提供する業務

（実施例：クイズやアンケートへの回答に要するフォーム及びそれに付随する情報の提供）

（検証項目例：双方向番組のデータ処理の検証（処理速度、限界値等）、リターン情報のアクセス集中の対処検証、双方向番組のワークフローの検証）

類型5：文字、図形、データ等による番組に関連したコンテンツを当該番組の進行に合わせて提供する業務

（実施例：専門用語等のキーワード表示、紀行番組における地図表示等）

（検証項目例：番組送出に合わせたメタデータ生成・送出技術の検証、番組連動コンテンツ提供のワークフロー検証）

類型6：放送中の番組を契機としたリコメンド機能等を活用して、既放送番組の動画クリップ等を提供する業務

（実施例：アーカイブ番組の動画クリップ等の提供）

（検証項目例：リコメンド機能の有効性の検証、検索機能の操作性の検証）

（注）ひとつの番組に複数の類型を適用して実施することも可とする。

(4) 業務の収支見込み

(単位 億円)

区分	平成25年度	平成26年度
支出	1.2	7.3

収入 なし

(5) 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成25年度実施分は、当該年度の収支予算において措置。

平成26年度実施分は、当該年度の収支予算に計上予定。

(6) その他必要な事項

- ① 本業務はインターネットによる映像等の配信を行うものであるが、提供するコンテンツについては、協会の国内番組基準に準じ適切な管理を行う。
- ② 平成25年11月頃をめどに開始し、平成26年度末まで実施する。
- ③ 業務の実施結果、検証結果については、今後のサービスの充実・開発に役立てるとともに、年度ごとに適宜とりまとめて、協会のホームページ等で公表する。
- ④ 制度改正及び研究開発や受信機環境の進展等に伴い、必要があるときは、実施内容の変更・追加、延長等のための認可申請を行うこととする。

3 現時点における総務省の考え方

(1) 基本的な考え方

テレビジョン放送のデジタル化が完了し、放送技術の進展を踏まえ、視聴者の利便に資する新たなサービスの充実が期待されている。中でも、放送・通信双方のインターフェースや高い処理能力を持つCPUを搭載した、いわゆるスマートテレビを利用した新たな放送・通信連携サービスへの期待が高まっている。こうした中、協会は本年9月から、データ放送コンテンツを活用したハイブリッドキャストサービスを国内で先駆けて開始したところである。

放送法第15条で定められた協会の設立目的の一つに、「放送及びその受信の進歩発達に必要な業務」が含まれており、上記で述べた技術的・社会的環境の下においては、ハイブリッドキャスト技術を活用したより多様かつ高度なサービスを実現させるため、技術的な検証や先行的なサービス実証を行い、その成果を得ることで新たなサービスの実現・実用化に向けた取組を行うことが協会に求められていると言える。なお、平成25年度の協会収支予算等に総務大臣が付した意見においても、「スマートテレビ

等新たなメディア環境に対応する技術とサービス基盤の確立に向けて、関連民間事業者等と連携を図りつつ、公共放送として先導的な役割を果たすこと。」との言及がなされているところである。

今回、申請のあった業務は、ハイブリッドキャスト技術を生かした各種新規サービスの提供であるが、こうしたサービスの技術的検証を先導的に実施し、その知見を得ることは、官民を挙げた次世代放送サービスの高度化にも資するものであると考えられる。また、協会は、本業務を行うことで得られたデータ等を、サービス設計面、演出面、技術面といった観点からハイブリッドキャストサービスのさらなる発展のための技術的検証等に役立てたいとしており、放送及びその受信の進歩発達にも資するものであると考えられる。

さらに、本業務の実施に係る費用については、コンテンツ開発・制作費やシステム整備費等として、平成25年度において1.2億円、平成26年度において7.3億円と見込まれているように、著しく多額とは認められない。また、協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、営利を目的とするものにはあたらない。

本業務は、平成26年度末までに限定されたものであり、以上のことを総合的に勘案すれば、協会が本業務を実施することは、適当であると考えられる。

(2) 放送法上の整理

放送法第20条第2項第8号は、協会が行い得る業務として、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」を規定している。本業務について、協会からは「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請されたところであるが、上記(1)のとおり、協会は、本業務を実施することにより、サーバーの負荷状況のデータやコンテンツ提供におけるワークフローの検証結果等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築、運用値の検討やサービス設計等の検討に役立てることとしており、本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると認められる。

なお、本業務を実施することが、協会の目的にかなうものであること、著しく多額の費用を要するものではないこと、及び営利を目的とするものではないことは上記(1)で言及したとおりである。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

（目的）

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項